

# 森林司法警察制度について

About the System of Forest Justice Police

九大農学部 益田義春

Dept. of Agr. Kyūshū University

YOSHITAKA MASUDA

昭和以来法律の改廃整理期を経た後に於ける森林司法警察制度（法規上の名稱でなく事实上森林犯取締担当の特殊警察制度の總称）の根據は刑事訴訟法第190條である。然して、同條に従つて具体的に如何なる職員が「森林（森並）その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者」であるかについては司法警察員等指定応急措置法（昭23. 12. 9. 法234号）—以下応急法という—に據つている。然も該法はその細目を更に大正12年勅令第528号司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件—以下勅令といふ—の内容をそのまま踏襲している。勅令の中官職の或ものは最近累次の行政機構改革によつて廢止となつたものがある。その関係を整理すれば応急法第一條により指定を受けて司法警察局の職務を行う職員は次の三種である。

## (1) 森林局署勤務の農林事務官又は農林技官

全国14管林局333管林署に布署せられた農林事務官又は農林技官は指定を受けて国有林野、公有林野官行造林、国有林野部分林及び之等の産物に関する罪について捜査、検挙、予防の任務を担当する。昭和23年に於ける該当職員は2852名（熊本局417名）之等の職員が同年中に送致した事件は555件（642名）熊本局402件（404名）である。

## (2) 公有林野事務担当の北海道事務吏員及び技術吏員

北海道林務部職員、北海道林務署巡回課規定により北海道林務署又は駐在所に置かれる職員の中指定期に於ける該当司法警察員として職務を行う。その職務を公有林野及びそこに於ける狩獵犯罪に限られる。署は14個所、駐在所は7個所。昭和23年該当人員115名、送致事件1件(1名)。

## (3) 特種取締事務担当の都道府県技術吏員

経済部（経済局、林務課、農材課等）、支庁、地方事務所の技術吏員中指定を受けた者が之に該当する。昭和23年の該当人員73名、送致事件なし。特種事務は警察制度改革前は警察部の所轄事項であったという事例等もあり活動は低調である。

以上、森林司法警察制度の実情は洵に未発達の段階にある。せつかく当局が企図するところあつて設けられた制度であるからにはその全能を発揮して制度目的達成へ努力するは緊要のことである。之が為めには一方に森林犯罪の特徴を明確すると共に、之と対策として存在意義をもつ防犯、捜査の制度をしてよりよく森林犯罪の特徴に適合させる努力が肝要である。夫は即ち國の機関行政乃至は刑事司法に於ける正義と公正とに貢献するものである。

私は我上の法規及び統計上の調査を踏まとして九州に於ける森林法犯の研究(犯罪の法律上の特徴及び事实上の特質—自然環境と犯罪事象との関係)に出発しようとする。

ちなみに昭和23年に於ける森林法違反事件は402件(404名)之が捜査員が検挙に当つた司法警察員は417名(林野庁林政課管理課調査一人道のみ)。

(表1) 特殊司法警察取扱活動状況

種類	司法警察取扱件数			昭和23年 1月より12 月迄の送致 件(人間)数	上記の送致件に附する強制 捜査権行使の種類及回数			上記期間中の 警察引渡事件 (人員)数
	司法 警察員	司法 逮捕	合計		全状によ る逮捕	現行犯 逮捕	差押	
宮林局署職員 中(熊本藩林局關係)	2852 (417)	2852 (417)	565 (643)	3				23 (31)
公有林野事務担当の 北道吏員	115	115	1 (1)					1 (1)
持繼取締事務担当の 都道府県吏員	73	73	0					
合計	3,040	3,040	566 (644)					24 (32)

(表2) 特殊司法警察取扱送致事件一覧表  
昭23年1月~12月 数字は件数( )内は人数

府名	宮林局署職員より送致を受けたもの			北道林野事務担当者上 森林失火	計
	森林法違反	達送物失火	小計		
東京					
横浜					
浦和					
千葉					
水戸	2(2)		2(2)		2(2)
宇都宮	1				
前橋		1(1)	1(1)		1(1)
静岡					
甲府					
長野					
新潟					
大阪					
京都	1(1)		1(1)		1(1)

神白			
奈良			
大津			
和歌山	1(1)	1(1)	1(1)
名古屋			
津			
岐阜	1(1)	1(1)	1(1)
福井			
金沢			
富山			
広島	1(1)	1(1)	1(1)
山口			
岡山			
鳥取			
松江			
福岡	60(60)	60(60)	60(60)
佐賀	3(3)	3(3)	3(3)
長崎	4(6)	4(6)	4(6)
大分	1(1)	1(1)	1(1)
熊本	2(2)	2(2)	2(2)
鹿児島	325(325)	325(325)	325(325)
宮崎	7(7)	7(7)	7(7)
仙台	22(23)	22(23)	22(23)
福島	37(48)	37(48)	37(48)
山形	1(1)	1(1)	1(1)
盛岡	12(18)	12(18)	12(18)
秋田	6(20)	6(20)	6(20)
青森	25(43)	25(43)	25(43)
札幌	4(10)	4(10)	4(10)
函館			
唐川	9(9)	9(9)	1(1)
釧路	36(45)	36(45)	36(45)

高 松				
徳 岛	1(1)		1(1)	1(1)
福 知				
松 山	3(9)		3(9)	3(9)
計	564(642)	1(1)	565(643)	1(1) 566(644)

## 林業収益の本質について

九大農学部 大野俊一

若しも企業を広義に解して独立に営業を行うところの経済であるとすれば、林業も亦一種の企業の範囲に入るであろう。資本主義的経済組織下に於ける純粋な意味の企業は利润のために利潤を追求する経済、即ち資本を運用して益々これを増殖することを唯一の目的とする経済であるので、資本計算がその橋脚をなしている。本邦の一般林業家の大多数は如前述型的企業を行つてゐるとは称せられぬにしても、生産費を一定の極端に於て差付け、從つて生産の過程及び生産物の価格如何から来るところの権益を負担する。然も出来を以て収益を多からしめんとするので此其は非常に定型的企業に似ているか、他面に自己の所有する生産費を主なる生産手段として利用することによつて収益を得し、この収益を以て生活必需品を購入し、出来得る限りの人格的欲求を充足する、此点は家計に似ている。故に一般小林業家の経営は企業と家計との未分化の点に於いて理解し得る。又企業の内容は生産組合に剝離し、指導し且つ権益を負担することであるので、林業も亦同一の内容を有する。かかる専能を有する個人を企業者と稱するならば、林業者も企業者と云い得る。

本邦の林業者の大多数は小面積所有者で個人企業を主とするので、企業形態上よりすれば私企業である。故に企業主体は單独に自己資本の全部を算出し且つ通常自ら其経営指掌の任に當るから、企業の所有と經營が一致するのを普通とするために、企業より生ずる資本の危険は單独に之を負担せねばならぬ。

一般に林業は主として自己所有の土地、資本及び勞力の給付によつてはされる企業であり、この企業形態によつて獲得する経済的実は今日企業所持と称せられる。この所得は不労に取得せられたのではなく、土地より林産物の獲得を可能ならしめたのは自己並に從属家族の勞力を第一前提とし、而もこの生産物を市場に供給して種種的利益を得るや否やは、一つに有利に売却し得るや否やの市場需要要因に依存するのである。以上により私達の経済に於ける林業収益の本質は勞働行為と市場需要要因に由来するものと考へ得る。